

内閣参質一一三第八号

昭和六十三年九月二十七日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩における米軍演習の激化に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩における米軍演習の激化に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、米軍の運用の詳細の一々を承知する立場になく、また、沖繩における米軍演習に関し、必ずしもその全貌を把握するものではないが、いずれにしても、米軍は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)の目的達成のため、我が国に駐留し、及び必要な訓練を実施しているものと認識している。

他方、政府としては、かねてより、我が国における米軍の円滑な駐留を確保するためには地域住民の理解と協力が得られることが重要であると考えており、最近の米軍演習に関する沖繩県議会及び関係市町村議会等の要望についても、これを真摯に受け止め、演習を含む米軍の諸活動が地域住民に及ぼす影響を最小限にすることが重要であるとの観点から、日米合同委員会

等を通じ米側に対し、この点につき十分な配慮を求めてきたところであるが、今後ともこのよう
な努力を行つてまいりたい。